

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成30年1月15日

### 証 拠 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 記

### 乙B第169号証

証拠の標目	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について (原子力規制委員会ウェブサイト <a href="http://www.nsr.go.jp/data/000155788.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000155788.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年11月8日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、原子力規制委員会が、新規制基準の内容や根拠となる考え方について、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を中心に解説した資料である。  本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類①】	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規制基準は、いわゆる3条委員会として高度の独立性が保障された原子力規制委員会により制定されたこと(準備書面(11)第3の1(2)ア(7)(13ないし15頁):本書証1ないし4頁)</li><li>・新規制基準は、「相対的安全性」の原則の下、極めて高度の安全性を要求するものであること(準備書面</li></ul>

(17) 第1章第2の2 (6ないし9頁) : 本書証5ないし8頁)

- ・新規制基準は，原子力規制委員会規則，告示，審査基準，内規に分類されること (準備書面(11)第3の1(2)ア(7) (13ないし15頁) : 本書証9ないし28頁)
- ・新規制基準は，福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定されていること (準備書面(11)第3の1(2)ア(イ) (15頁) : 本書証41ないし51頁)
- ・新規制基準は，原子力規制委員会の下におかれた「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」等により検討されたこと (準備書面(11)第3の1(2)ア(7) (13ないし15頁) : 本書証51ないし57頁)
- ・新規制基準は，設計基準対象施設について，地震，津波をはじめとする自然現象や，火災等の自然現象以外の要因により安全機能が損なわれないことを要求していること (準備書面(14)第3章第2の1 (29ないし32頁) : 本書証102ないし134頁)
- ・新規制基準は，重大事故等対処施設について，重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合においても炉心の著しい損傷等を防止することができること，炉心の著しい損傷等が発生した場合においても原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止することができること等を要求していること (準備書面(14)第3章第2の2

	<p>(32ないし36頁)：本書証135ないし174頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規制基準は，福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ，非常用電源設備の強化を要求していること(準備書面(14)第3章第1の1(18ないし20頁)，同第2(29ないし36頁)：本書証178ないし192頁)</li> <li>・新規制基準は，福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ，使用済燃料プールの冷却対策の強化を要求していること(準備書面(14)第3章第1の1(18ないし20頁)，同第2(29ないし36頁)：本書証193ないし203頁)</li> <li>・新規制基準においては，東北地方太平洋沖地震による津波等を踏まえ，津波に対する安全性の確保が要求されていること(準備書面(12)第2章第4の5(1)(66ないし68頁)：本書証272ないし293頁)</li> </ul>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規制基準においては，東北地方太平洋沖地震等を踏まえ，新たな基準地震動の策定が要求されていること(準備書面(12)第2章第3の4(1)(22ないし26頁)：本書証221ないし259頁)</li> <li>・原子力発電所は，基準地震動を超える地震動に対しても耐震安全上の余裕を有していること(準備書面(12)第2章第3の5(1)(55ないし62頁)：本書証265ないし271頁)</li> </ul>

- ・原子力規制委員会が、「原子炉施設の耐震設計において、原子炉建屋等の重要な建物・構築物の基礎地盤及びその周辺斜面の安定性評価は、重要な検討項目の一つである。」として、地震、津波に加え、地盤の安全性も重要な検討項目であるとしていること（準備書面(33)第2の1(2)(7頁):本書証210頁)
- ・原子力規制委員会が、「将来活動する可能性のある断層等」の判断基準として、「『将来活動する可能性のある断層等』とは、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等をいい、『震源として考慮する活断層』のほか、『地震活動に伴って永久変位が生じる断層』に加え、『支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面』が含まれる（設置許可基準規則の解釈別記1の3）。」、「断層の活動時期を評価する指標としては、後期更新世の地層を『上載層』とし、断層が当該『上載層』を変位・変形させていなければ、当該断層が約12～13万年前以降に活動していないと評価できる。ただし、侵食等により評価指標として『上載層』を用いることができない場合もある。このような場合には、断層面と鉱物脈の交差関係が評価指標として有効となる場合があり、例えば、断層と約12～13万年前より前に形成された鉱物脈との関係から、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動性を評価することができる。」、「『将来活動する可能性のある断層等』と評価されるのは、各種調査の結果、後期更新

世以降の『活動が否定できない』場合であり、様々な調査を尽くした上で活動の可能性が推定できないような場合にまで機械的に『将来活動する可能性のある断層等』と評価されるものではない。また、ある一つの調査手法からは活動性を示唆するとも解釈し得る場合には、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査等の複数の調査を組み合わせる中で、総合的に判断することとなる。」として、「機械的」に判断するのではなく、種々の調査データに基づき、総合的に判断することを明らかにしていること（準備書面(33)第2の1(2)（8頁）、第3の7（35頁）：本書証217ないし220頁）

乙B第170号証

証拠の標目	「北日本新聞」平成29年12月28日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年12月28日
作成者	株式会社北日本新聞社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証は、平成29年12月27日に開催された平成29年度第57回原子力規制委員会に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって、同委員会において、本件2号機と同じABWRであり、他のBWR及びABWRの審査のひな形とされていた東京電力柏崎刈羽原子力発電所6、7号機について、原子炉設置変更許可がなされたこと（準備書面(33)第2の1(3)(9頁))を明らかにする。</p>